

させぼスポーツ・文化活動支援大会出場臨時補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツや文化・芸術活動に取り組む子どもたちを応援し、大会出場に要する経費など物価高騰の影響を強く受ける子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、全国大会又は九州大会につながる県大会に出場する際に要する参加料に対し、市の予算の範囲内において交付するさせぼスポーツ・文化活動支援大会出場臨時補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(佐世保市補助金等交付規則との関係)

第2条 補助金の交付については、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、佐世保市在住の小中学生が、部活動以外で行うスポーツ活動又は文化活動で全国大会又は九州大会につながる県大会等に出場する場合において、交付基準に該当する所属団体又は保護者とする。ただし、他の補助金、交付金その他これらに類するものの交付を受けている者を除く。

2 前項の文化活動とは、次の各号のいずれにも該当する活動をいう。

- (1) 中学校の部活動以外として取り組んでいる活動
- (2) 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条から第14条までに規定する文化芸術活動のいずれかに該当する活動

(交付基準)

第4条 補助金の具体的な交付基準は、別表に規定する補助金交付基準に定めるところによる。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を申請する団体又は団体の代表者、保護者等（以下「申請者」という。）は、させぼスポーツ・文化活動支援大会出場臨時補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 出場した県大会の要項
 - (2) 大会参加申込書の写し又はその他出場が確認できる書類
 - (3) 県大会参加料の額が確認できる書類
 - (4) 県大会参加料を支払ったことが確認できる領収書等
 - (5) 参加者実績名簿（様式第２号）
 - (6) 振込先口座が確認できる書類
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- ２ 前項各号の書類のうち、市長が特に認めたものについては、提出を省略することができる。
- ３ 第１項の規定による申請は、令和９年２月２８日までに行わなければならない。

（交付決定）

第６条 市長は、補助金の交付申請があったときは、提出された書類を審査のうえ、その交付又は不交付を決定し、申請者に通知するものとする。

- ２ 前項の交付に係る決定の通知は、させばスポーツ・文化活動支援大会出場臨時補助金交付決定通知書（様式第３号）をもって行うものとする。

（補助金の額）

第７条 補助金の額は、県大会への出場に要した参加料の実支出額とする。

- ２ 補助金の交付は、同一年度内において、対象小中学生１人につき１回を限度とし、団体又は保護者のいずれかによる申請に限る。

（補助金の交付）

第８条 補助金は、第６条による交付決定後３０日以内に支払うものとする。

（交付の停止又は返還）

第９条 市長は、補助金の交付を受ける又は受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の停止又は補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

- (1) 不正又は虚偽の申請により補助金の交付を受けようとするとき又は受けたとき。
- (2) この要綱に違反する事実があったとき。

（手続の省略等）

第１０条 規則第１９条の規定により、規則第３条及び第１４条並びに規則第６条及び第１２条に係る手続きを併合し、規則第１１条に係る手続きを省略

する。

（様式の特例）

第 11 条 第 5 条第 1 項に規定する交付申請書は、規則第 20 条の規定により定めた様式の特例とする。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、そのつど市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（この要綱の失効）

この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第 3 条、第 4 条関係）

補助金交付基準

1 交付対象	(1) 対象者 佐世保市在住の小中学生が属する、以下基準に該当する団体又は保護者 (2) 対象活動 次のいずれかに該当する活動であって、学校教育活動として実施される部活動以外のもの イ スポーツ活動 ロ 文化活動（文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）第 8 条から第 14 条までに規定する文化芸術活動をいう。） (3) 対象大会 イ 全国大会又は九州大会への出場につながる県大会、予選、選考会その他これらに準ずる大会であって、当該活動を所管する競技団体、文化団体その他これらに準ずる団体が主催するもの ロ イに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める大会
2 補助対象経費	大会参加料（大会参加に係る登録料その他これに類する経費を含む。）
3 補助率	10 / 10（実支出額全額）
4 補助上限額	なし
5 交付回数	同一年度内において、対象児童生徒 1 人につき 1 回を限度とする（団体申請及び保護者申請を通算する。）
6 対象外	(1) 学校教育活動として実施される部活動 (2) 九州大会、全国大会及び国際大会の参加料 (3) 交通費、宿泊費、食糧費その他参加料以外の経費 (4) 選拔性がなく、誰もが参加できるオープン大会等 (5) その他市長が適当でないと認めるもの
7 備考	(1) 本補助金の交付対象経費は、本市に住民票を有す

	る小中学生（以下「佐世保市民」という。）の負担分に限るものとする。 (2) 団体等（ペアを含む）として出場する場合において、参加登録した選手の中に市外在住者が含まれるときの交付対象額は、以下の計算式により算出し、佐世保市民の負担分のみを抽出して交付するものとする（1円未満切り捨て）。 ＜計算式＞（団体等の参加料総額）÷（登録選手総数）×（登録選手のうち佐世保市民の数）
--	--